


議員提出議案第十三号


文京区訪問介護高齢者世帯援助サービスに関する条例


右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。


平成三十一年二月八日

提出者 文京区議会議員


藤原美佐 

萬立幹 

板倉美千代 

金子てるよ 

国府田久美 

島元雅 

文京区議会議長 殿



文京区訪問介護高齢者世帯援助サービスに関する条例

(目的)

第一条 この条例は、自立した高齢者が同一世帯内に居住するため、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）に規定する生活援助サービスの利用が制限される要介護認定又は要支援認定を受けている者の属する世帯のうち、自立のため生活援助サービスの提供を必要とする世帯に対し、その世帯の需要に即した生活援助サービスを提供する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、当該世帯の自立の継続を支援し、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象世帯)

第二条 事業の対象世帯は、区の区域内に居住する区が行う介護保険の被保険者で構成され、次の各号のいずれにも該当する世帯（以下「要援助世帯」という。）とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、この限りでない。

一 世帯の構成員に、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）第一条第一項各号及び第二条第一項第二号の規定により要介護一から五まで及び要支援二のいずれかと認定された者（以下「要援助高齢者等」という。）がいる世帯

二 前項に規定する者以外の世帯の構成員が全て六十五歳以上であり、かつ、当該構成員が法第二十七条に規定する要介護認定又は法第三十二条に規定する要支援認定について申請していない者又は該当しないと認定された者（以下「要援助同居高齢者」という。）である世帯

三 自立継続のため、生活援助サービスの提供が必要であると認められる世帯

(事業内容)

第三条 事業においては、要援助世帯に対し、次に掲げる生活援助サービスのうち必要であると認められるサービスを行う。ただし、法に規定する生活援助サービスを受けることができるときは、当該サービスを除くものとする。

一 食事の準備及び調理

二 洗濯並びに衣服の整理及び補修

三 居室等の掃除

四 その他要援助高齢者等及び要援助同居高齢者が行うことが困難な日常生活上必要な家事
(委託)

第四条 区長は、事業による生活援助サービスの提供について法第四十一条第一項の規定により東京都知事の指
定を受けた者に委託することができる。

(申請)

第五条 事業を利用しようとする者は、規則に定める申請書を区長に提出しなければならない。

(審査及び決定)

第六条 区長は、前条の規定による申請があつた場合は、資格要件を審査の上、事業の利用の可否を決定し、利
用が適当であると認めるときは、前条の申請を行った者(以下「申請者」という。)に通知するものとする。

2 区長は、前項の審査の結果、利用が不相当であると認めるときは、不承認の旨を申請者に通知するものとな
る。

(利用回数及び利用時間)

第七条 事業の利用回数は、一の世帯につき、週三回以内とする。ただし、区長が必要があると認めるときは、
この限りでない。

2 事業の利用時間は、午前八時から午後六時までの間において、一回につき一時間から二時間三十分までとな
る。

(費用負担)

第八条 第六条第一項の規定により事業の利用の決定を受けた者(以下「利用者」という。)は、規則で定める利
用者負担額を支払わなければならない。

(届出)

第九条 利用者又はその家族は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに区長に届け出なければならな
い。

一 事業を利用している世帯(以下「事業利用世帯」という。)の構成員が居住地を変更したとき。

- 二 事業利用世帯に属する要援助高齢者等が要介護認定又は要支援認定で該当しないと判定されたとき。
- 三 事業利用世帯に属する要援助同居高齢者が要介護認定又は要支援認定で認定されたとき。
- 四 事業利用世帯の構成員が病院等に入院し、又は老人ホーム等に入所したとき。
- 五 事業利用世帯の構成員が死亡したとき。
- 六 事業利用世帯の構成員が事業の利用を辞退するとき。

(利用の取消し)

第十条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- 一 前条の規定による届出により、利用が不要であると認められたとき。
- 二 前条第一号から第五号までのいずれかに該当することが判明し、利用が不適当であると認められたとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、利用が不適当であると認められたとき。
- 2 区長は、前項の規定により利用を取り消したときは、利用者に通知するものとする。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

(説 明)

自立した高齢者が同一世帯内に居住するため介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の規定に基づく生活援助サービスが制限される要介護一から五まで又は要支援二と認定された高齢者のいる世帯のうち、自立のため生活援助を必要とする世帯に対し、文京区独自に必要な生活援助サービスを提供することにより、高齢者世帯の自立の継続を支援するため、本案を提出いたします。